


所管部課		総務部 職員課	部長	阿部 晴彦			
件名		東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項		
関係事項	条例規則	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例					
	部課機関						
<p>1. 要 旨</p> <p>地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、非常勤の職員の公務災害補償制度における業務上の疾病及び公務上の災害の範囲について、地方公務員災害補償制度との均衡を図るため、規則改正をするものである。</p> <p>(1) 改正点 別表第1（業務上の疾病及び公務上の災害範囲）に「オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん」を追加する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 非常勤職員の公務災害認定事務において、より適正な運用を図ることができる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに公布の事務を進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。